

別 紙

第10期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務に係る仕様書

1 業務名

第10期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務

2 業務の目的

大津市では、令和5年度に「第9期（令和6年～8年度）大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「第9期計画」という。）を策定し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自立した生活を過ごせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいる。

本業務は、市内高齢者の状況や市民ニーズの把握を行うための調査を実施するとともに、第9期計画における事業の検証、分析を行い、今後の介護保険制度改正の内容及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえ、「第10期（令和9年～11年度）大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「第10期計画」という。）の策定を円滑に行うことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

業務内容は次のとおりとする。ただし、本内容は公告時点のものであり、今後、国の制度改正に関する通知や動向によって変更が生じることがある。

(1) 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の実施

① 実施方法

- ア 対象者：要介護認定を受けていない65歳以上の市民3,000人
- イ 調査種類：抽出調査による。回答は無記名式。（委託者より対象者データを提供）
- ウ 調査方法：配布・回収は郵送方式

② 支援内容

ア 調査票等の検討及び作成

前回使用した調査票及び厚生労働省が示す調査票例をもとに、委託者と協議のうえ、作成する。また、調査票の発送・回収に係る印刷物等をあわせて作成する。

イ 調査票等の印刷・製本等

アで決定した内容を基に、下記の仕様により必要部数を印刷する。用紙・封筒等は受託者が用意するものとする。

- ・調査票：A4判／16ページ程度（案内文を含む）／カラー用紙に1色刷
3,000部

・ 発送用封筒：角 2 サイズ／片面 1 色刷り／3, 0 0 0 部

・ 返信用封筒：長 3 サイズ／片面 1 色刷り／3, 0 0 0 部

ウ 調査票の発送・回収

発送用封筒への調査票・返信用封筒封入封緘、発送用封筒への宛名ラベルの作成及び貼付を行い、委託者が指定する日に郵便局へ持ち込み、発送すること。

※調査票の発送は、令和 7 年 1 2 月頃を予定。

※発送・回収に係る費用（作業費・郵送料等）は、すべて委託料に含まれるものとする。（参考：第 9 期計画策定時回収率 7 0 . 1 %）

※郵便に係る料金後納手続き及び料金受取人払い手続きを行う場合は、受託者において行うものとする。

※調査票の返信先は受託者とし、大津市の受託調査であることが明らかとなるような宛名とすること。

(2) 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「介護人材実態調査」「事業者実態等調査」「認知症者アンケート」の入力、集計、分析

① 回収された調査票の入力

(1) で回収した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び委託者で実施し、で回収した調査票等の入力を行う。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果については、国が示す地域包括ケア「見える化」システムに調査結果を送信するための C S V ファイルに入力すること。

※「在宅介護実態調査」、「介護人材実態調査」、「事業者実態等調査」及び「認知症者アンケート」について、回収された調査票は、大津市役所（本館 2 階長寿福祉課）において、委託者から受託者へ引渡しを行う。

(参考)

- ・ 第 9 期計画策定時における「在宅介護実態調査」の調査対象者
市内に居住する、在宅で生活をされている要支援・要介護認定者のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける（受けた）方 6 2 8 人
※第 1 0 期計画策定時も同様の調査対象者を想定
- ・ 「介護人材実態調査」の配布予定事業所
約 6 3 0 事業所を想定
- ・ 「事業者実態等調査」の配布予定事業所
約 3 1 0 事業所を想定
- ・ 「認知症者アンケート」の回収予定数
約 4 0 0 件を想定

② 調査結果の集計・分析

① で入力した調査結果について、委託者・受託者協議の上、単純集計・クロス集計等、課題抽出に必要な集計を行うとともに、図表化・分析を行い、課題の把握

等を行う。また、自由回答記載欄の取りまとめを行う。

③ 調査報告書の作成

第10期計画策定の基礎資料として、調査の集計・分析結果をまとめるとともに、本市における高齢者福祉・介護保険各分野における課題や問題点等の抽出を含めて、調査報告書を作成すること。

※集計の終わった調査票原本は委託者へ返却すること。郵送等による返却を希望する場合、その料金は受託者が負担する。

(3) 現状分析

① 現行の「第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和6～8年度)」の施策内容を評価し、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討

② 給付実績に基づく現状分析

③ 国、先進事例、関係機関からの情報収集

(4) 人口推計及びサービス見込量・給付費動向分析

① 人口、被保険者数及び要介護認定者数の将来推計

② 市内7ブロックごとの人口、被保険者数の将来推計

③ 地域包括ケア「見える化」システムを活用し、介護給付費対象サービス等の見込量及び給付費の動向を分析

(5) 保険料の設定のシミュレーション

(4)を踏まえた保険料の設定のシミュレーション

(6) 第10期計画素案の作成

上記(2)から(5)での実態把握調査及び現状分析等に基づき、国が示す第10期介護保険事業計画のポイント等を踏まえ、委託者からの指示、委託者との協議により作成する。

(7) 大津市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会(以下、「専門分科会」という。)等への出席

① 計画を審議する専門分科会に出席し、使用する資料の作成支援及び会議録の作成を行う。なお、受託者の専門分科会の出席は、5回程度を予定している。

② 担当課及び関係課で行う庁内協議等に必要に応じて出席し、資料の作成支援及び会議録の作成を行う。

(8) パブリックコメントの整理・集約等の支援

第10期計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、寄せられた意見の整理・集約等必要な支援を行う。

(9) 第10期計画書の作成

(6)、(7)及び(8)の作業過程をもとに第10期計画書を作成する。

(10) 第10期計画書概要版の作成

(9)で作成した計画書に基づき、第10期計画書概要版を作成する。

5 成果物の提出

成果物は次のとおりとする。

- (1) 調査集計結果に係る電子データ一式（エクセル又はCSVファイル）
- (2) 調査報告書40部（A4判印刷製本・1色刷り）
- (3) 調査報告書の電子データ一式
- (4) 第10期計画書【本編】（A4、2色刷、150ページ程度、450部）
- (5) 第10期計画書【概要版】（A4、2色刷、16ページ程度、1,000部）
- (6) 第10期計画書【本編】【概要版】の電子データを保存した電子媒体（データ形式等は協議）

6 委託料の支払い

委託者は、委託業務の履行を確認した後、支払請求書を受理したときは、請求があった日から起算して30日以内に一括して委託料を支払うものとする。

7 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び策定に関する国の法制度に熟知し、調査・計画策定の実績を有する者1名以上を確保すること。
- (2) 当該業務の実施にあたっては、天津市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。業務終了後についても同様とする。
- (3) 作成した第10期天津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画書、概要版、調査報告書の著作権は本市に帰属するものとし、受託者が本市の許可なく成果品を他に利用することはできない。
- (4) 受託者は、本市から貸与を受けた業務の実施に必要な書類等について、業務完了後、速やかに返還しなければならない。
- (5) 本業務の遂行に当たり不明な点がある場合には、その都度委託者と協議し、詳細を決定するものとする。